

## 平成 2 8 年度静岡市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度静岡市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 6 7 9, 0 0 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 2, 7 5 6, 0 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏